

平成 29 年 6 月 30 日

平成 29 年度 独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 地域医療機構における平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、少額隨契を除く契約件数は 4,758 件、契約金額は 1,215 億円である。また、競争性のある契約は 3,623 件 (76.1%)、1,078 億円 (88.7%)、競争性のない契約は 1,135 件 (23.9%)、137 億円 (11.3%) となっている。

平成 27 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに減少（件数は 22.3% の減、金額は 23.5% の減）となった。

平成 28 年度は、独立行政法人としての会計手続等について引き続き周知徹底を図るとともに、契約事務の適正化に努めるよう、「契約状況一覧表」の作成を義務付け、これにより各病院の調達計画と契約手法の事前把握、及び改善指導を行う仕組みを導入し、事前点検を一層強化したことなどにより、競争性のない契約の割合は大きく減少した。

表 1 平成 28 年度の地域医療機構調達全体像
(単位 : 件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(53.1%) 1,671	(63.9%) 299	(75.6%) 3,599	(86.7%) 1,053	(215.4%) 1,928	(352.2%) 754
企画競争・公募	(0.7%) 22	(1.3%) 6	(0.5%) 24	(2.1%) 25	(109.1%) 2	(416.7%) 19
競争性のある契約（小計）	(53.8%) 1,693	(65.2%) 305	(76.1%) 3,623	(88.7%) 1,078	(214.0%) 1,930	(353.4%) 773
競争性のない隨意契約	(46.2%) 1,451	(34.8%) 163	(23.9%) 1,135	(11.3%) 137	(78.2%) △316	(84.0%) △26
合計	(100%) 3,144	(100%) 468	(100%) 4,758	(100%) 1,215	(151.3%) 1,614	(259.6%) 747

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(2) 地域医療機構における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 534 件 (15.1%)、契約金額は 159 億円 (14.8%) である。

平成 28 年度は平成 27 年度と比較して、競争性のない随意契約同様に、一者応札・応募の割合が件数・金額ともに着実に減少した。

表 2 平成 28 年度の地域医療機構の一者応札・応募状況 (単位 : 件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2 者以上	件数	1,221 (73.9%)	2,992 (84.9%)	1,771 (245.0%)
	金額	242 (80.2%)	912 (85.2%)	670 (376.9%)
1 者以下	件数	432 (26.1%)	534 (15.1%)	102 (123.6%)
	金額	57 (19.1%)	159 (14.8%)	102 (278.9%)
合 計	件数	1,653 (100%)	3,526 (100%)	1,873 (213.3%)
	金額	299 (100%)	1,071 (100%)	772 (358.2%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の () 書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め、契約監視委員会で審議された随意契約等について検討を行った結果、上記 1 で記載したように、法人全体における競争性のない随意契約の割合は大きく減少したものの、個別病院毎に見ると、依然として高い割合の結果となっている病院があるため、一者応札・応募の減少と併せ、継続した取り組みが必要であるとともに、一層の周知徹底を図る必要がある。このため、これまで取り組んできた以下の①～⑥を継続し、新たに⑦及び⑧を加え、契約事務の適正化を図ることとする。

【競争性のない随意契約件数の割合が 20% を下回るよう取り組むとともに、二者以上の応札・応募件数の割合が平成 28 年度に比べ更に増加するよう努力する。医療機器等の調達実績を本部が取りまとめ各病院に年 1 回は情報提供する。】

- ① 随意契約によることができる事由の適用について厳格化を図る。
- ② 複数業者が応札することが可能か精査する。
- ③ 必要に応じて参加資格要件を緩和し中小企業が参加しやすくする。
- ④ 本部が取りまとめた医療機器等の調達実績や市場調査結果等を参考に適切な予定価格を設定する。
- ⑤ 仕様書等の見直しなど工夫することにより契約金額が前回より低くなるよう努力する。
- ⑥ 平成 28 年度の評価指標である競争性のない随意契約の割合が未達成の施設は個別に指導し、57 病院が目標達成するよう取り組む。
- ⑦ 事前点検の強化を継続して実施する。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等の推進企業等が参加しやすくなる。

現状分析等の結果、競争性のない随意契約の割合が減少した主な要因としては、業務委託に関する調達の占める割合が平成 27 年度の 40%から平成 28 年度は 13%に減少し、設備や機器等の保守点検に関する調達の占める割合は平成 27 年度の 57%から平成 28 年度は 23.3%に減少した。

また、一者応札・応募に占める業務委託に関する調達の割合が平成 27 年度の 58%から平成 28 年度は 50%に減少し、設備や機器等の保守点検に関する調達の割合は平成 27 年度 19%から平成 28 年度 12%に減少した。

平成 29 年度においても、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の減少に引き続き取り組むこととし、上記①～⑧に加え、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の適正化を図ることとする。

(1) 業務委託に関する調達

業務委託に関する調達については、公告期間の不足や入札説明会の不開催、また仕様書が必ずしも複数の者が応札可能となっていないなどの理由から、一者応札・応募が多くなる傾向にあり、結果的に随意契約に繋がっているケースが見られるため、平成 29 年度においては、①、②の取り組みに③、④を加え、適正な調達を目指す。

- ① 十分な公告期間を設けて病院のホームページ等で公告するとともに入札説明会を適切な時期に開催する。
- ② 新規参加が促進するよう入札から業務開始時期までの期間を十分に設ける。
- ③ 複数業者が応札可能な仕様書となっているか精査し、隨時見直しを行う。
- ④ 複数業者への声掛けに努める。

(2) 設備や機器等の保守点検に関する調達

設備や機器等の保守点検に関する調達については、保守点検業務の特殊性等を十分に確認しないまま競争性がないものとして契約しているものが多く、また、業者から徴収する参考見積書が依然として一者のみのものが多いことから、結果として随意契約又は一者応札・応募となっているため、平成 29 年度においては、①、②の取り組みに加え、③を促進することで、効率的な調達を目指す。

- ① 複数業者から参考見積書を徴収するとともに、できない場合には仕様書などを工夫することが可能か検討する。
- ② 医療機器等の購入時に複数年の保守点検費用と一体化した調達を検討する。
- ③ 医療機器保守共同入札（平成 28 年度実施：平成 29 年度 4 月契約分より開始）を 57 病院全体に拡大し、コスト削減及び事務手続きの効率化を目指す。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

各病院は随意契約を締結することとなる案件については、事前に各病院に設置されている

契約審査委員会において、会計規程で定める「随意契約によることができる事由(会計規程第52条第5項の規定により随意契約によることができる場合を除く。)」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受け、病院の契約審査委員会で判断したい場合は、各地区事務所に意見を求め、地区事務所の意見を踏まえ、再度、病院の契約審査委員会で点検を受けることとしており、更には、平成28年度より導入した、「契約状況一覧表」の作成により、年間の契約の予定について、契約内容、契約方式等、個別契約の妥当性等を本部において事前点検し、改善指導を実施するとともに、計画の実施状況等について、本部と地区事務所が連携してフォローアップする。

また、医療機器等に予見不可能な故障が生じ、診療業務等に重大な影響が生じ得る場合その他の非常緊急の場合において当該機器等を直ちに修理する必要がある場合等止むを得ないと認められる場合においても、各病院の契約審査委員会における審議の他、事前に本部・地区事務所に報告を行う。【各病院等に設置されている契約審査委員会が適切に機能しているか本部でモニタリングを行う。】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み

地域医療機構では、これまで各病院等に設置された契約審査委員会において、調達内容等について事前チェックするとともに、調達後は、契約内容チェックシートにより事後チェックを行っている。併せて、契約事務実務者等を対象とした定期的な研修を行っている。

研修については、契約内容チェックシートの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。【検討・実施結果】

(チェック・検討の観点)

- ① 他の法人で発生した不祥事の原因の分析
- ② 病院内での物流に係る相互牽制機能の強化
- ③ 本部は病院が締結した契約書の妥当性についてサンプリング調査を行う。

検討結果と対応策については、業務監査の任にある監事とも連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。【監事意見等】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、管理担当理事を総括責任者とする調達等合理化計画検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	管理担当理事
メンバー	総務部長、企画経営部長、運営支援部長、内部統制担当部長、 内部監査担当部長、総務課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

(3) 内部監査による確認

前記2. 及び3. の取り組みが適切に実施されているか業務監査の任ある監事と連携して内部監査時に点検・指導を行う。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、地域医療機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。